

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律違反事件被疑者らの
検挙について（情報提供）

警視庁生活安全部生活環境課は、みだしの事件で被疑者 3 名及び被疑法人 2 社を東京
地方検察庁立川支部へ書類送致した。本事件については、解体工事発注者や建設・解体
業者における認識不足等から惹起された事案と認められることから、それぞれの業者に
対して、指導徹底を図るとともに、再度発生することが無いよう情報提供する。

1 送致年月日

令和 3 年 1 1 月 9 日（火）

2 被疑者

- A 自動車販売会社 社員
- B 解体業者 役員
- C 解体業者 社員

3 被疑法人

- 甲 東京都所在
自動車販売会社
- 乙 東京都所在
解体業者

4 事案の概要

(1) 被疑者 A、被疑法人甲

被疑者 A は、被疑法人甲の業務に関して、令和 3 年 2 月 6 日頃から同年 3 月 8
日頃までの間、第一種特定製品であるエアコンディショナーに冷媒として充填さ
れているフロン類の第一種フロン類に関して、充填回収業者への引き渡しを他の
者に委託する際に、法令で定める事項を記載した委託確認書を交付しなかったも
の。

(2) 被疑者 B・C、被疑法人乙

被疑者 B・C は、被疑法人乙の業務に関して、令和 3 年 3 月 5 日頃から同月 8
日頃までの間、東京都八王子市大和田町 2 丁目 1 6 番 2 4 号に所在する営業所の
解体工事に関して、第一種特定製品であるエアコンディショナーに冷媒として充
填されているフロン類の第一種フロン類を、大気中にみだりに放出したものの。

5 罪名・罰条

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

(1) 被疑者 A、被疑法人甲

罰条：同法第 43 条第 2 項(第一種特定製品廃棄等実施者による書面の交付等)

罰則：同法第 105 条第 2 号(30 万円以下の罰金)

両罰：同法第 108 条(30 万円以下の罰金)

(2) 被疑者 B・C、被疑法人乙

罰条：同法第 86 条(フロン類の放出の禁止)

罰則：同法第 103 条第 13 号(1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金)

両罰：同法第 108 条(50 万円以下の罰金)

刑法第 60 条(共同正犯)